

6 固定資産税の軽減措置等

(1) 課税標準の特例を受ける固定資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。対象資産を取得したときは、下記の方法により申告をしてください。

※申告の方式については P.10~11

	一般方式	電算処理方式・eLTAX
初回申告	「償却資産課税標準特例適用申告書」及び添付書類を提出 ※申告書は、資産税課 償却資産係に請求していただくかホームページからダウンロードしてください。	
	種類別明細書（増加資産用）の 摘要欄に特例適用条項を記載	種類別明細書（全資産用）の摘要欄に特例適用条項を記載 課税標準額は、評価額から特例軽減分を引いた額を表示
翌年度以降	種類別明細書（全資産用）の摘要欄に特例適用条項を記載 課税標準額は、評価額から特例軽減分を引いた額を表示	

<課税標準の特例の対象となる償却資産の例>



根拠規定		特例対象資産	関係法令及び対象者	特例課税率
条	項 号			
法第三四九条の三	第3項	ガス事業用資産	ガス事業法第2条第2項及び同条第4項 施行令第52条の2 一般・簡易ガス事業者	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3
	第6項	内航船舶	施行規則第11条の3	1/2
本法附則第十五条	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項又は第3項 新潟市市税条例附則第8条の2第1項	平成30年4月1日以降に取得 1/2 平成30年3月31日までに取得 2/3
	第2項 第3号	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項	1/2
	第2項 第4号	一般廃棄物最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項	2/3
	第2項 第5号イ	産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項	1/2
	第33項 第1号イ	自家消費型太陽光発電設備 (平成30年4月1日～令和2年 3月31日に取得したもので 出力1000kw未満のもの)	施行規則附則第6条第58項 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法 新潟市市税条例附則第8条の2第4項	(新潟市) 3年間 2/3
	旧 第32項 第1号イ	自家消費型太陽光発電設備 (平成28年4月1日～平成30年 3月31日に取得したもの)	施行規則附則第6条第58項 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達 に関する特別措置法 新潟市市税条例附則第8条の2第4項	(新潟市) 3年間 2/3
	旧 第43項	経営力向上機械・装置等 (平成29年4月1日～平成31年 3月31日に取得したもの)	中小企業等経営強化法第14条第2項及び同法第 13条第6項 他 中小企業者等	3年間 1/2
第47項	先端設備等の導入計画の 認定を受けた設備	生産性向上特別措置法 新潟市市税条例附則第8条の2第17項	(新潟市) 3年間 0	

(注) 「法」・・・地方税法 「施行令」・・・地方税法施行令 「施行規則」・・・地方税法施行規則

※ 令和元年10月1日現在（税制改正により変更となる場合があります。）

(2) 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については、非課税となります。

該当資産を取得後、初めて非課税の適用を受ける場合は申告が必要です。

必要添付書類等について、資産税課 償却資産係までお問い合わせください。

(3) 減免

地方税法第367条の規定に基づき、新潟市市税条例第67条及び同条例施行規則第17条に定める償却資産は、所有されている方の申請があった場合、固定資産税が減免されます。

(例) 天災や火災により、償却資産に損害を受け、損害の程度が一定以上のもの。

必要添付書類等については、資産税課 償却資産係までお問い合わせください。